住所　東京都江東区枝川２丁目４番１―703号
　万静　昭和50年２月７日生
住所　愛媛県新居浜市郷５丁目２番113号
　張華　昭和45年４月４日生
住所　長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷1082番地１―201号
　朱暎福　昭和47年３月15日生
住所　兵庫県明石市西明石南町３丁目２番11―308号
　金仙姫　昭和60年２月28日生
住所　東京都江東区大島２丁目７番８―503号
　周榕　昭和54年１月14日生
住所　長野県飯田市鼎上山2373番地
　ニルヤン・キオチ・キクチ　昭和42年６月10日生
　アリセ・スエミ・キクチ　昭和39年６月22日生
　ヒミリ・キクチ　平成13年３月12日生
住所　群馬県桐生市堤町３丁目17番25号
　安柄熙　昭和24年７月18日生
住所　滋賀県湖南市三雲３番地20
　金静植　昭和40年７月31日生
住所　奈良県生駒市あすか野北１丁目２番10号
　徐芳江　昭和８年３月１日生
住所　大阪府大東市御領４丁目２番20号
　徐拓磨　昭和52年10月３日生
住所　神戸市須磨区関守町３丁目１番22号
　金泰成　昭和55年11月６日生
住所　神戸市長田区松野通３丁目２番５号
　林大樹　昭和59年10月２日生
住所　兵庫県明石市松が丘５丁目５番26号
　秋誠斗　昭和63年１月16日生
住所　兵庫県明石市上ノ丸１丁目１番21号
　鄭徳伯　昭和49年２月26日生
住所　北九州市若松区老松２丁目２番２号
　李眞二　昭和31年９月１日生
　朴多米子　昭和33年10月13日生
　李麻維　昭和63年５月７日生
　李卓英　平成２年４月１日生
住所　長崎県西彼杵郡時津町西時津郷349番地３
　姜東艶　昭和53年10月１日生
住所　長野県上田市御所番外53番地513
　申龍浩　昭和57年10月２日生
住所　岡山市中区関249番地９
　金禎恵　昭和55年９月22日生
住所　鳥取市吉成２丁目16番36―205号
　吳慶華　昭和59年３月13日生
住所　鳥取県米子市寺町18番地
　吳真也　昭和57年12月20日生
住所　東京都練馬区光が丘７丁目６番２―601号
　ニロットパル・ロイ　昭和53年11月21日生
住所　東京都世田谷区等々力６丁目13番12―903号
　ッン・ティ・ハ　昭和51年12月16日生
住所　東京都渋谷区富ヶ谷２丁目２番６号
　メイ・ミャ・ァゥ　昭和55年２月14日生
住所　東京都大田区仲池上２丁目21番７―105号
　姜必順　昭和12年８月７日生
住所　東京都八王子市別所１丁目32番地
　康玲　昭和54年７月６日生
　王聖琪　平成20年10月21日生
住所　滋賀県甲賀市土山町北土山1950番地２
　フェリッペ・ヨシオ・カワニシ　昭和53年11月29日生
住所　滋賀県草津市野路町663番地１
　許圭輔　昭和62年11月27日生
住所　佐賀県唐津市鏡4621番地22
　李淑芬　昭和40年２月23日生
住所　福井県越前市姫川２丁目４番106号
　フラヴィア・ルミ・ァウヴゥ　昭和59年７月３日生
　ヤディソン・ヤイジ・トウドウ　昭和62年10月20日生
住所　栃木県真岡市熊倉１丁目13番地５
　レイラ・イベッテ・カルデナス・イハ　昭和63年４月６日生
住所　岐阜県多治見市滝呂町17丁目55番地２
　李百令子　昭和45年９月26日生
住所　岐阜県多治見市市之倉町11丁目192番地115
　李実穂子　昭和47年10月18日生
住所　岐阜県土岐市泉町久尻1477番地38
　李友美　昭和52年１月28日生
住所　三重県四日市市蒔田３丁目９番21号
　呂淳一　昭和42年８月５日生
　呂菜月　平成９年７月17日生
住所　大分市大字奥田784番地８
　李依霖　昭和56年７月４日生
住所　群馬県伊勢崎市宗高町151番地３
　アルマンド・ユウジ・イッシキ　昭和38年11月21日生
　ユミ・シモマヤバラ・イッシキ　昭和36年12月21日生
　タチアナ・カオリ・イッシキ　平成２年11月15日生
　カズヤ・イッシキ　平成５年11月７日生
住所　神奈川県茅ヶ崎市甘沼200番地１―1227号
　ホーザ・ユカリ・イッシキ・キタジマ　昭和46年９月６日生
住所　千葉県市川市本行徳５番16―406号
　李振榮　昭和53年12月３日生
住所　埼玉県ふじみ野市上福岡３丁目７番２号
　ッカヤル・アンヴリー・バカルソ　平成11年７月14日生
住所　埼玉県所沢市大字北秋津668番地４
　戴晨　昭和51年３月16日生

○財務省告示第四百四号

出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（平成二十年十二月財務省告示第三百七十二号）の一部を次のように改正し、平成二十二年一月一日から適用する。

平成二十一年十二月二十一日

財務大臣　藤井　裕久

百二十九の次に次のように加える。

百三十　ベナン通貨　一〇〇ＣＦＡフランにつき本邦通貨一二円

百三十一　ルワンダ通貨　一〇〇ルワンダ・フランにつき本邦通貨一七円

○厚生労働省告示第四百九十六号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関である財団法人日本穀物検定協会について、平成二十一年九月一日をもってその代表者を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十一年十二月二十一日

厚生労働大臣　長妻　昭

変更後の代表者の氏名	変更前の代表者の氏名
山本　徹	濵口　義曠

○厚生労働省告示第四百九十七号

日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）の施行に伴い、労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第五十四条の規定に基づき、昭和三十五年労働省告示第十号（労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十二年一月一日から適用する。

平成二十一年十二月二十一日

厚生労働大臣　長妻　昭

様式第八号（裏面）、様式第十号（表面）、様式第十二号（表面）、様式第十三号（表面）、様式第十六号の二（表面）、様式第十六号の六（裏面）、様式第十六号の七（表面）、様式第十六号の八（表面）及び様式第二十号中「社会保険事務所」を「年金事務所」に改める。

附　則

この告示の適用の際、現にあるこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○農林水産省告示第千八百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月二十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　群馬県吾妻郡中之条町大字下沢渡字金原九、一〇八、一〇九、一二の一、一三の二、一七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字金原九、一〇八（次の図に示す部分に限る。）、一〇九、一二の一、一三の二、一七

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。